

麻生区役所委託契約等審査委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、麻生区役所が所管する委託契約等に係る契約事務及び電算化業務に係るシステムの選定等事務の公正かつ適正な執行を確保するため設置する麻生区役所委託契約等審査委員会(以下「委員会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議するものとする。

- (1) 契約方法の認定及び指名業者の選定に関すること
- (2) 物品調達契約及び賃貸借契約に係る機種の選定に関すること
- (3) 電算化業務に係る業者からの提案書等の分析評価に関すること
- (4) 電算化業務に係る入札仕様の公平性・透明性の審査に関すること
- (5) 企画提案方式及び公募型(提案型)事業による契約方法の認定及び業者選定に関すること
- (6) その他選定等に関し必要な事項に関すること

(適用除外)

2 次の各号のいずれかに該当する契約及び財政局資産管理部契約課に契約締結を依頼する契約については、委員会による審議の対象としない。ただし、委員長が特に認める契約、又は特命随意契約による業務委託契約については、この限りではない。

- (1) 物品調達契約予定価格160万円以下で随意契約が可能なもの(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定に基づき、川崎市契約規則第24条の2第2号に定めるもの)
- (2) 賃貸借契約予定価格80万円以下で随意契約が可能なもの(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定に基づき、川崎市契約規則第24条の2第3号に定めるもの)(賃貸借契約期間満了により再度契約する場合において、契約を締結しようとする相手が引き続いて特定される場合を含む。)
- (3) 委託契約予定価格100万円以下で随意契約が可能なもの(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定に基づき、川崎市契約規則第24条の2第6号に定めるもの)

(委員会の組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は区長を、副委員長は副区長をもって充てる。

3 委員は、区民サービス部長、地域みまもり支援センター所長、地域みまもり支援センター副所長、道路公園センター所長、企画課長及び総務課長をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会議の議長となり、会議を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(議事)

第6条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係職員の出席)

第7条 委員会において必要と認めるときは、関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(指名基準)

第8条 委員会は、指名業者の選定をしようとするときは、各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 契約実績
- (2) 当該契約執行についての適性
- (3) 信用状態

(委任)

第9条 委員会は、企画提案方式及び公募型（提案型）事業による契約の締結において、企画内容の審査及び選定を別に定める企画提案評価委員会等に委任することができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務課において行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、契約事務の取り扱いについて必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年10月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成13年2月22日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成13年5月22日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成13年7月13日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成19年3月5日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成19年6月27日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成27年3月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和3年7月21日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和5年12月1日から施行する。